

議案第135号

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成30年 6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、水道管の漏水事故による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

水道管の漏水事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市博多区千代一丁目17番1号 西部瓦斯株式会社	4,568,400円

2 事件の概要

平成28年11月25日午後8時頃、市内東区三苦三丁目20番1号付近の市道に埋設された水道管からの漏水により、当該水道管の周囲の土砂が押し出され、相手方西部瓦斯株式会社所有のガス本管を研磨して当該ガス本管が破損し、損害が生じたものである。